

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

令和5年2月1日
厚生労働省
医政局地域医療計画課
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

1. 改正の趣旨

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は、医療計画を定めることとされている。
- 令和5年度に、各都道府県において、第8次医療計画（令和6～11年度）の策定が行われることに先立ち、令和3年6月より「第8次医療計画等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、現行の第7次医療計画の課題や第8次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、令和4年12月に検討会の意見のとりまとめを行った（※）。

※ 第8次医療計画等に関する意見のとりまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/content/001032133.pdf>

- 当該検討会の意見のとりまとめ等を踏まえ、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 医療計画に定める精神病床数の算定式について、精神病床における入院患者数の減少傾向や患者の年齢構成の変化等の影響を勘案したものとする。また、政策効果の影響を勘案できるものとする。具体的な算定式については別添「精神病床における基準病床数の算定式（案）」に基づき見直すものとする。（別表第7関係）
- 令和4年度以降、医学部の地域枠について、奨学金貸与の有無を問わないこととされたことを踏まえ、キャリア形成プログラムの対象に係る地域枠医師についても修学資金の貸与の要件を削除する。（第30条の33の17関係）
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠規定

- 法第30条の4第2項第17号及び第30条の23第2項第1号

4. 施行期日等

- 公布日：令和5年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日（第30条の33の17関係については公布日）

精神病床における基準病床数の算定式（案）

- 患者数の推計値を、急性期・回復期・慢性期の患者数の推計値については、認知症以外・認知症のそれぞれについて、政策効果に係る係数を反映させる。
- 基準病床数の算定式においては、更に、病床利用率を考慮する。

都道府県毎の令和〇年における基準病床数算定式＝

$$\left[\begin{array}{l} \boxed{\begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{急性期} \\ \text{患者数推計値} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{回復期} \\ \text{患者数推計値} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{慢性期} \\ \text{患者数推計値} \\ \text{（認知症を除く）} \end{array}} \right] \times \begin{array}{l} \text{政策効果} \\ \text{（1-A）} \end{array} + \begin{array}{l} \text{政策効果} \\ \text{（1-B）} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{令和〇年における} \\ \text{当該都道府県の} \\ \text{慢性期} \\ \text{患者数推計値} \\ \text{（認知症）} \end{array} \times \left(1 / \text{病床利用率} \right) \\ + \left(\text{他都道府県から当該都道府県への流入入院患者数} \right) - \left(\text{他都道府県から当該都道府県への流出入院患者数} \right)\end{math>$$

政策効果に関する係数

- ・ 政策効果A：認知症を除く慢性期入院患者に係る係数
（地域移行を促す基盤整備や治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等に関する政策効果）
 - ・ 政策効果B：認知症の慢性期入院患者に係る係数
（認知症施策の推進等に関する政策効果）
- ※ 精神病床数の地域差に基づき係数とする。

病床利用率

- ・ 現行の算定式においては0.95を用いている。
- ・ 新算定式においても0.95を用いる。

（急性期：3か月未満、回復期：3か月以上1年未満、慢性期：1年以上）